

下田市総合計画審議会
委員募集

第5次下田市総合計画（令和3年度～令和12年度）の策定に当たり、市長に答申する事務を行う下田市総合計画審議会委員を募集します。
公募人数 2名以内
任期 令和2年6月から答申の終了まで（答申は令和3年3月を予定）

応募資格 市内在住の満20歳以上の方
募集期間 4月17日（金）～5月8日（金）※必着
応募方法 統合政策課備付けの経歴書に必要事項を全て記入し、統合政策課まで提出してください（経歴書は返却しません）。※市ホームページから経歴書をダウンロードできます。

その他 経歴書を選考材料とし決定します。応募状況や提出書類の内容により、面接等を実施する場合があります。
応募・問合せ先 統合政策課政策推進係
☎ 22212

自動車税（種別割）と軽自動車税（種別割）は6月1日までに納めましょう

納税通知書発送予定日
県税：自動車税（種別割）5月1日（金）
市税：軽自動車税（種別割）5月8日（金）
●納付の方法

納付先 税の種類	金融機関 郵便局	コンビニ MMK 設置店	クレジット トカード	PayPay アプリ	LINEPay アプリ
自動車税	○※1	○	○※2	○※3	○※3
軽自動車税	○※1	○	—	○※3	—

※1 取扱金融機関は、納税通知書裏面をご確認ください。

※2 クレジットカード納付は、「Yahoo! 公金支払い」サイトのみの取り扱いになります。税額のほか、別途手数料がかかります。

※3 コンビニ収納バーコードを使用し、スマートフォンアプリでの納付が可能です。口座振替をご利用の方は預金残高をご確認ください。

問合せ先

○自動車税について
県下田財務事務所課税課
課税第二班 ☎22018
○軽自動車税について
市役所税務課市民税係
(窓口⑨) ☎22218

令和2年度軽自動車税（種別割）等の減免申請について

身体障害又は精神障害のため、日常生活において歩行が困難である方の通院、通学又は生業を専用で使用される軽自動車（原付等二輪車含む）については一定の基準の下に、軽自動車税（種別割）が減免されます。
※毎年度申請が必要です。

○減免申請の期間は納税通知書が届いた日から、6月1日（月）までです。

減免される軽自動車税（種別割）等の対象

①登録上所有者が減免を受ける本人名義になっていること。

※4月1日現在、自動車検査証の所有者欄が原則本人名義であることが必要です。なお、障害者である本人が運転する場合と、生計同一者又は常時介護者が運転する場合で、対象となる障害の等級が異なりますのでご注意ください。

※申請者がある程度の障害の度合いに達していたとしても、本人が社会福祉施設や病院に入園（院）し、軽自動車を運転する方と生計を一にしていない場合には減免できません。

②全ての車種を含め、障害のある方一人について1台だけ減免できます。

○申請に必要な書類
・軽自動車税（種別割）納税通知書
・身体障害者手帳、戦傷病者

手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

・車検証
・運転する方の運転免許証

・減免を申請する方（納税義務者）のマイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード

・印鑑
・委任状（同居親族以外の場合）

※詳細については、各問合せ先までご相談ください。

問合せ先

○軽自動車税（種別割）
税務課市民税係
(窓口⑨) ☎22218

○軽自動車税（環境性能割）
沼津財務事務所自動車税分室
(沼津市大塚)
☎055・968・3171

○自動車税（種別割）
年度の途中で減免に該当した場合
県下田財務事務所課税課
課税第二班 ☎22018

○自動車税（種別割・環境性能割）
車を新規で登録しようとする場合
沼津財務事務所自動車税分室
(沼津市原)
☎055・966・0626